

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原管発官30第216号  
2019年3月22日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏名 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智

担当者

所属 柏崎刈羽原子力発電所

防災安全部 防災安全グループマネージャー

電話 0257-45-3131（代表）

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年9月1日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	2019年3月22日
協議した都道府県知事及び市町村長	新潟県知事 花角 英世 柏崎市長 櫻井 雅浩 刈羽村長 品田 宏夫
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 TEPCOプラザ柏崎での閲覧 本社原子力情報コーナーでの閲覧 インターネットでの公開

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

柏崎刈羽原子力発電所  
原子力事業者防災業務計画

平成31年3月

東京電力ホールディングス株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
0	平成 12 年 6 月 16 日 (原管発官 12 第 149 号)	新規制定	
1	平成 13 年 8 月 29 日 (原管発官 13 第 259 号)	I C R P pub. 60 法令化, 中央省庁再編, フィルムバッチ廃止及び表現の適正化等に伴う一部改定	
2	平成 14 年 8 月 9 日 (原管発官 14 第 210 号)	「防災基本計画」修正並びに「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 新潟県・柏崎市の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
3	平成 15 年 8 月 13 日 (原管発官 15 第 177 号)	国の組織改編, 「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 防災資機材の変更及び表現の適正化等に伴う一部改定	
4	平成 16 年 8 月 13 日 (原管発官 16 第 234 号)	「原子力災害対策特別措置法施行規則」の改正, 東北経済産業局・新潟県・社内の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
5	平成 17 年 8 月 5 日 (原管発官 17 第 202 号)	「各経済産業局等の組織改編, 柏崎市, 西山町合併による組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定」	
6	平成 18 年 8 月 8 日 (原管発官 18 第 181 号)	「内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 柏崎市の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定」	
7	平成 19 年 8 月 10 日 (原管発官 19 第 256 号)	「内閣府告示による指定行政機関の変更, 新潟県・柏崎市の組織改編及び労働基準監督署の統合等に伴う一部改定」	
8	平成 20 年 8 月 8 日 (原管発官 20 第 226 号)	「内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 原子力災害対策特別措置法施行規則の改正, 社内の組織改編, 化学消防自動車等の配備及び発電所敷地内集合場所の見直し等に伴う一部改定」	
9	平成 21 年 8 月 7 日 (原管発官 21 第 168 号)	「火災発生時の対応の明確化及び発電所敷地内退避場所と集合場所の一部名称見直しに伴う一部改定」	
1 0	平成 22 年 8 月 9 日 (原管発官 22 第 214 号)	「内閣府告示による指定行政機関の変更及び S P D S 常時伝送運用等に伴う一部改定」	
1 1	平成 23 年 12 月 22 日 (原管発官 23 第 546 号)	「省庁組織改編に伴う名称変更及び J E A G 改訂に伴う通報並びに報告様式の一部改定」	

## 改 定 来 歴

1 2	平成 25 年 3 月 18 日 (原管発官 24 第 651 号) ※1 (原管発官 24 第 652 号) ※2	「原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う改定」	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 3	平成 25 年 6 月 19 日 (原管発官 25 第 178 号) ※1 (原管発官 25 第 179 号) ※2	「社内防災体制見直し及び新潟県内の各自治体との安全確保に関する協定書の締結に伴う改定」	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 4	平成 25 年 12 月 2 日 (原管発官 25 第 557 号) ※1 (原管発官 25 第 558 号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 5	平成 27 年 3 月 23 日 (原管発官 26 第 293 号) ※1 (原管発官 26 第 294 号) ※2	社内防災組織の変更, 省庁組織改編に伴う名称変更及びEAL事業者解釈追加に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 6	平成 28 年 4 月 1 日 (原管発官 28 第 19 号) ※1 (原管発官 28 第 25 号) ※2	社内防災組織の変更, 及びホールディングカンパニー制への移行に向けた社内組織の変更に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 7	平成 29 年 3 月 24 日 (原管発官 28 第 326 号) ※1 (原管発官 28 第 327 号) ※2	社内防災組織の業務所掌追記, 原子力緊急事態支援組織の変更に伴う改訂	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 8	平成 29 年 10 月 27 日 (原管発官 29 第 178 号) ※1 (原管発官 29 第 179 号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
1 9	平成 31 年 3 月 22 日 (原管発官 30 第 215 号) ※1 (原管発官 30 第 216 号) ※2	社内防災体制の見直し及び原子力災害対策特別措置法関連法令の改正に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

## 目次

第1章 総則 .....	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的 .....	1
第2節 定義 .....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想 .....	6
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用 .....	6
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正 .....	7
第2章 原子力災害予防対策の実施 .....	8
第1節 防災体制 .....	8
1. 態勢の区分 .....	8
2. 原子力防災組織等 .....	8
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務 .....	9
4. 原子力緊急事態支援組織の整備 .....	11
第2節 原子力防災組織の運営 .....	11
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制 .....	11
2. 原子力警戒態勢の発令及び解除 .....	12
3. 緊急時態勢の発令及び解除 .....	14
4. 権限の行使 .....	16
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 .....	17
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等 .....	17
2. 原子力防災資機材の整備 .....	18
3. その他の原子力防災資機材の整備 .....	18
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 .....	19
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 .....	19
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 .....	19
3. 発電所及び本社等に備え付ける資料 .....	19
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 .....	20
1. 緊急時対策所 .....	20
2. 原子力事業所災害対策支援拠点 .....	20
3. 本社非常災害対策室 .....	20

4. 退避場所及び集合場所.....	2 1
5. 応急処置施設.....	2 1
6. 気象観測設備.....	2 1
7. 緊急時サイレン及び所内放送装置.....	2 1
第6節 防災教育の実施.....	2 2
第7節 訓練の実施.....	2 2
1. 社内における訓練.....	2 2
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練.....	2 3
第8節 関係機関との連携.....	2 3
1. 国との連携.....	2 3
2. 地方公共団体との連携.....	2 3
3. 地元防災関係機関等との連携.....	2 4
第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動.....	2 4
第3章 警戒事象発生時における対応.....	2 5
第1節 連絡.....	2 5
1. 連絡の実施.....	2 5
2. 原子力警戒態勢発令時の対応.....	2 5
3. 情報の収集と提供.....	2 6
4. 社外関係機関との連絡方法.....	2 6
第2節 応急措置の実施.....	2 6
第4章 緊急事態応急対策等の実施.....	2 7
第1節 通報及び連絡.....	2 7
1. 通報の実施.....	2 7
2. 緊急事態態勢発令時の対応.....	2 8
3. 情報の収集と提供.....	2 8
4. 社外関係機関との連絡方法.....	2 9
5. 通話制限.....	2 9
第2節 応急措置の実施.....	2 9
1. 警備及び避難誘導.....	2 9
2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置.....	3 0

3. 医療活動 .....	3 0
4. 消火活動 .....	3 1
5. 汚染拡大の防止 .....	3 2
6. 線量評価 .....	3 2
7. 広報活動 .....	3 2
8. 応急復旧 .....	3 3
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 .....	3 3
10. 資機材の調達及び輸送 .....	3 4
11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置 .....	3 4
12. 応急措置の実施報告 .....	3 4
13. 原子力防災要員等の派遣等 .....	3 5
第3節 緊急事態応急対策 .....	3 6
1. 第2次緊急事態勢の発令 .....	3 6
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告 .....	3 7
3. 応急措置の継続実施 .....	3 7
4. 事業所外運搬事故における対策 .....	3 7
第5章 原子力災害事後対策 .....	3 8
第1節 発電所の対策 .....	3 8
1. 復旧対策 .....	3 8
2. 被災者の相談窓口の設置 .....	3 9
3. 原子力防災要員等の健康管理等 .....	3 9
4. 緊急事態勢の解除 .....	3 9
5. 原因究明と再発防止対策の実施 .....	3 9
第2節 原子力防災要員等の派遣等 .....	3 9
1. 原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与 .....	3 9
2. 他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の協力の要請 .....	4 0
第6章 その他 .....	4 1
第1節 他の原子力事業者への協力 .....	4 1
第2節 附則 .....	4 1

## 第1章 総則

### 第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

### 第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### 1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

#### 2. 警戒事態（AL ; Alert）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象（特定事象）には至っておらずその時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態。

#### 3. 施設敷地緊急事態（SE ; Site area Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じ、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態。：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準。

#### 4. 全面緊急事態（GE ; General Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化



するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある事態。：原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準。

#### 5. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

#### 6. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

#### 7. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

#### 8. 原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

#### 9. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。昭和32年法律第166号）第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

#### 10. 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

#### 11. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものを

いう。(内閣府，国家公安委員会，警察庁，金融庁，消費者庁，総務省，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，原子力規制委員会，中小企業庁，国土交通省，国土地理院，気象庁，海上保安庁，環境省及び防衛省)

#### 1 2. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で，内閣総理大臣が指定するものをいう。

#### 1 3. 緊急事態応急対策等拠点施設

原子力災害が発生した場合において，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する際の拠点施設をいい，この計画においては，新潟県柏崎刈羽原子力防災センター(以下「防災センター」という。ただし，事業所外運搬での事象発生時には「国の原子力災害対策本部長が定める施設」に読み替える。)をいう。

#### 1 4. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。

#### 1 5. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令(昭和37年政令第44号)第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

#### 1 6. 原子力警戒態勢

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢をいう。

#### 1 7. 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって，発電所の平常組織をもってしては，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

#### 1 8. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

#### 1 9. 発電所原子力警戒組織

発電所に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するため

の組織をいう。

## 20. 本社原子力警戒組織

本社に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織をいう。

## 21. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

## 22. 本社原子力防災組織

本社に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

## 23. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。具体的には発電所の原子力防災組織に所属する社員（原子力防災管理者、副原子力防災管理者を除く）、原子力防災組織の業務の一部を委託した会社の作業員、並びにその他発電所及び本社等の原子力防災組織に所属するもののうち原子力災害発生時に発電所の原子力防災組織に入り、原子力災害対策活動を行う可能性がある社員をいう。

## 24. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、発電所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。なお、緊急事態発令中は、発電所対策本部長という。

## 25. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

## 26. 緊急時対策所

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第1号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

## 27. 本社非常災害対策室

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第

3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意志決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

#### 28. 安全パラメータ表示システム（以下、「SPDS」という。）

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

#### 29. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、防災センター、並びに原子力事業者の緊急時対策所及び本社非常災害対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。

#### 30. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

#### 31. 原子力緊急事態支援組織

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

#### 32. 防災訓練（緊急時演習）

原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき実施・報告する訓練をいう。特に緊急時演習の明記がない防災訓練は社内訓練とする。

### 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき、活動を行う。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

#### 1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等

#### 2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等

#### 3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣による原子力災害地域復旧等

### 第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

## 第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「新潟県地域防災計画」という。）、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）及び刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。なお、環境放射線モニタリングに関する事項を修正しようとするときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

## 第2章 原子力災害予防対策の実施

### 第1節 防災体制

#### 1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

発生事象の情勢	態勢の区分
別表2-1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったとき、又は新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第1次緊急時態勢
別表2-3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

#### 2. 原子力防災組織等

社長は、発電所に原子力警戒組織及び原子力防災組織を、本社に本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織を設置する。

## (1) 発電所

- ① 原子力警戒組織及び原子力防災組織は、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表2-4-1に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、発電所からの派遣要員をあらかじめ定めしておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
  - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
  - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ⑤ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

## (2) 本社

- ① 原子力警戒組織及び本社原子力防災組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- ② 本社原子力防災組織は本社等所属の原子力防災要員で構成する。
- ③ 第2次緊急事態勢が発令された場合には、防災センター等の関係機関と連携し、全社的に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に取り組むものとする。
- ④ 社長は、本社からの派遣要員をあらかじめ定めしておく。

## 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

### (1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。



① 別表 2-1, 別表 2-2 又は別表 2-3 の事象の発生について連絡を受け, 又は自ら発見したときは, 直ちに別図 2-3 又は別図 2-4 に示す箇所へ通報し, 原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。

また, 新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときは, 緊急時態勢を発令する。

② 原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合, 直ちに発電所所属の原子力防災要員等を召集し, 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに, その概要を別図 2-3 又は別図 2-5 に示す箇所へ報告する。

③ 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し, 及び維持し, 同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具, 非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け, 随時, 保守点検する。

④ 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 国土交通大臣, 新潟県知事, 柏崎市長及び刈羽村長から, 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

⑤ 発電所所属の原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練(緊急時演習)及び防災教育を実施する。

⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期にわたり不在となり, その職務を遂行できない場合, 副原子力防災管理者である原子力安全センター所長, ユニット所長, 副所長, 防災安全部長, 運転管理部長, 保全部長, 運転管理部運転管理担当, 保全部保全担当の中から, 別表 2-4-2 で定める順位により代行者を指定する。

## (2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は, 次に掲げる職務を行う。

① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。

② 原子力防災管理者が不在の時には, その職務を代行する。

## (3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任

原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合, 社長より原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長及び刈羽村長に 7 日以内に様式 3 の届出書により届け出る。

#### 4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表 2－8 に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
  - a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
  - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領，点検記録の保管
  - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法，保管場所
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員等を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

### 第 2 節 原子力防災組織の運営

#### 1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

##### (1) 警戒事象発生時の通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表 2－1 に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に際し、別図 2－3 に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、警戒事象発生に基づく連絡について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

##### (2) 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表 2－2 又は別表 2－3 に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図 2－4 に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

### (3) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図2-5に定める連絡体制を整備しておくものとする。

### (4) 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図2-6及び別図2-7に定めるとおりとする。

## 2. 原子力警戒態勢の発令及び解除

### (1) 原子力警戒態勢の発令

#### ① 発電所

原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生の際の連絡を行った場合、又は地震の発生等により国が警戒事態と判断した場合、別図2-8に定める連絡経路により原子力警戒態勢を発令する。

原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

#### ② 本社

本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における原子力警戒態勢発令の連絡を受けた場合、別図2-9に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における原子力警戒態勢を発令する。

### (2) 原子力警戒本部の設置

#### ① 発電所

a. 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に原子力警戒本部（以下「発電所警戒本部」という。）を設置する。

b. 発電所警戒本部は、別図2-1に示す組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は、発電所警戒本部長としてその職務を遂行する。

#### ② 本社

a. 社長は、本社に原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに本社非常災害対策室に原子力警戒本部（以下「本社警戒本部」という。）を設置する。

b. 本社警戒本部は、別図2-2に示す組織で構成する。

c. 本社警戒本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長、常務執

行役又は原子力・立地本部副本部長の中から選任する。

### (3) 原子力防災要員等の非常召集

#### ① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は発電所所属の原子力防災要員等緊急連絡網等を使用し、別図2-8に定める連絡経路により、発電所所属の原子力防災要員等を発電所の緊急時対策所に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所所属の原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

#### ② 本社

本社警戒本部総務統括は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は本社等所属の原子力防災要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社等所属の原子力防災要員を本社非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ本社等所属の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

### (4) 原子力警戒態勢の解除

#### ① 発電所

発電所警戒本部長は、次に掲げる状態となった場合、原子力警戒態勢を解除する。

原子力警戒態勢発令後、別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったとき。

発電所警戒本部長は、発電所の原子力警戒態勢を解除した場合、本社警戒本部長に報告する。

#### ② 本社

本社警戒本部長は、発電所の原子力警戒態勢が解除された場合、本社における原子力警戒態勢を解除する。

発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は、原子力警戒態勢を解除したときは、原子力警戒本部を廃止し、原子力防災要員等を解散する。

### (5) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

a. 本社警戒本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作

業における放射線管理の実施，復旧資機材の受入れなど，事故復旧作業の支援を行う。

- b. 本社警戒本部長は，事態に応じ，原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

### 3. 緊急時態勢の発令及び解除

#### (1) 緊急時態勢の発令

##### ① 発電所

原子力防災管理者は，原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合，若しくは新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合は，別図2-8に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は，緊急時態勢を発令した場合，直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

##### ② 本社

本社原子力運営管理部長は，原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の連絡を受けた場合，別図2-9に定める連絡経路により，社長及び原子力・立地本部長に連絡し，社長は，本社における緊急時態勢を発令する。この際，発電所において発令した緊急時態勢の区分を本社においても適用することとする。

#### (2) 緊急時対策本部の設置

##### ① 発電所

a. 原子力防災管理者は，緊急時態勢を発令した場合，速やかに発電所の緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

b. 発電所対策本部は，別図2-1に示す組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は，発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

##### ② 本社

a. 社長は，本社に緊急時態勢を発令した場合，速やかに本社の非常災害対策室に緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置する。

b. 本社対策本部は，別図2-2に示す組織で構成する。

c. 本社対策本部長は，社長とする。また，社長が不在の場合には副社長，常務執行役又は原子力・立地本部副本部長の中から選任する。

d. 本社対策本部長は、原子力規制庁より原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員が派遣された以降は、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員等と綿密に連絡を取り、発電所関連情報を共有するとともに、総理大臣官邸及び原子力規制庁等の関係機関からの指示受領は原子力規制委員会委員又は原子力規制庁職員等を通じて行う。

### (3) 原子力防災要員等の非常召集

#### ① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は発電所所属の原子力防災要員等緊急連絡網等を使用し、別図2-8に定める連絡経路により、発電所所属の原子力防災要員等を発電所の緊急時対策所に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所所属の原子力防災要員等の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

#### ② 本社

本社対策本部総務統括は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は本社等所属の原子力防災要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社等所属の原子力防災要員を本社非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ本社等所属の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

### (4) 緊急時態勢の区分の変更

#### ① 発電所

発電所対策本部長は、緊急時態勢の区分を変更したときは、本社対策本部長にその旨を報告する。

#### ② 本社

本社対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時態勢の区分の変更の報告を受けたときは、本社の緊急時態勢の区分も変更する。

### (5) 緊急時態勢の解除

#### ① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態

勢を解除する。

- a. 第1次緊急時態勢発令後、別表2-2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき。
- b. 第2次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表2-2及び別表2-3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。ただし、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

発電所対策本部長は、発電所の緊急時態勢を解除した場合、本社対策本部長に報告する。

## ② 本社

本社対策本部長は、発電所の緊急時態勢が解除された場合、本社における緊急時態勢を解除する。ただし、本社対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本社における緊急時態勢を解除することができる。この場合、本社対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急時対策本部を廃止し、原子力防災要員等を解散する。

## (6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- a. 本社対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れなど、事故復旧作業の支援を行う。
- b. 本社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

## 4. 権限の行使

- (1) 原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、発電所及び本社の対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで互いに綿密な連携をとり行う。また

本社対策本部は発電所対策本部に対し、最優先で支援を行う。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、プラントの状態を考慮して、緊急に実施する必要のあるものについては、発電所対策本部長の権限において臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

### 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

#### 1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-10に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視するなどの代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した様式5に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
  - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存す



る。また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネット又はその他の手段により公表する。

- (8) 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，新潟県知事，柏崎市長及び刈羽村長から，モニタリングポストの状況，又はモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録若しくは公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

## 2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は，原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表2-5-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに，定期的に保守点検を行い，平常時から使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合，速やかに修理するかあるいは，代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは，社長より内閣総理大臣，原子力規制委員会，新潟県知事，柏崎市長及び刈羽村長に7日以内に様式6に定める届出書により届け出る。また，毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，新潟県知事，柏崎市長及び刈羽村長から，原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

## 3. その他の原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は，別表2-5-2に定めるその他の原子力防災資機材を確保し，定期的に保守点検を行い，平常時から使用可能な状態に整備する。
- (2) その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合，速やかに修理するかあるいは，代替品を補充することにより必要数量を確保する。

## 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

### 1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として、次に掲げる資料を防災センターに備え付けるため、資料を作成したとき又は変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子炉設置（変更）許可申請書
- (3) 原子炉施設保安規定
- (4) プラント配置図

### 2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本社原子力運営管理部長は、防災センターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 3. 発電所及び本社等に備え付ける資料

#### (1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-6に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### (2) 本社

原子力防災管理者は、本社原子力運営管理部長に別表2-6に定める資料を送付し、本社原子力運営管理部長は、本社に備え付ける。

#### (3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所において使用する、別表2-6に定める資料を支援拠点又は本社に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

## 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

### 1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図2-12及び別表2-7に示す緊急時対策所を平常時から使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム
- c. SPDS

- (5) 緊急時対策所及び当該施設に備え付ける設備に不具合等が生じた場合は、修理する。又は代替手段を設ける。

### 2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 社長は、別図2-14及び別表2-7に示す原子力事業所災害対策支援拠点を、あらかじめ選定しておく。
- (2) 社長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 社長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。また、資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。

### 3. 本社非常災害対策室

- (1) 本社原子力運営管理部長は、別表2-7に示す本社非常災害対策室を平常時から使用可能な状態に整備する。
- (2) 本社原子力運営管理部長は、本社非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災

害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。

(3) 本社ビジネスソリューション・カンパニー総務サービスセンター所長は、非常用電源を本社非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。

(4) 本社原子力運営管理部長は、本社非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、本社原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、防災センターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. テレビ会議システム
- c. SPDS

#### 4. 退避場所及び集合場所

原子力防災管理者は、別図2-13に定める退避場所及び集合場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が退避場所又は集合場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、退避場所又は集合場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

#### 5. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2-12に示す応急処置施設を平常時から使用可能な状態に整備する。

#### 6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-10に示す気象観測設備を平常時から使用可能な状態に整備するとともに気象観測設備で観測したデータは記録し1年間保存する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。修理できない場合は代替手段によりデータ採取を行う。

#### 7. 緊急時サイレン及び所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を平常時から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン又は所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

## 第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的の実施する。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
5. シビアアクシデントに関する知識

## 第7節 訓練の実施

### 1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

- a. 防災訓練（緊急時演習）
- b. 通報訓練
- c. 原子力災害医療訓練
- d. モニタリング訓練
- e. 避難誘導訓練
- f. アクシデントマネジメント訓練
- g. 電源機能等喪失時訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画を取り纏め、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（モニタリング訓練）の指導及び助言を受ける。なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、(2)で定めた訓練について、その実施結果を様式10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

## 2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本社の原子力防災要員等は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。なお、訓練参加後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

### 第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、原子力災害発生時に、円滑に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

#### 1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置、防災訓練（緊急時演習）に係る計画書及び実施要領その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

#### 2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。

(4) 新潟県知事，柏崎市長及び刈羽村長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合，その立ち入り検査について対応を行う。

### 3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（柏崎市消防本部，柏崎警察署，新潟海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

## 第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動

原子力防災管理者及び社長は，平常時より発電所周辺の方々を対象に国，地方公共団体と協調して次に掲げる事項についての理解活動に努めるものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

### 第3章 警戒事象発生時における対応

#### 第1節 連絡

##### 1. 連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-1の事象の発生について連絡を受け、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に、様式7-1に定められた連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長その他の別図2-3に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて、一斉に送信する。なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位をつけて通報等を行う。さらに、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に対してはその着信を確認する。これ以外の連絡先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。送信した連絡用紙については記録として保存する。
- (2) 原子力防災管理者は、発電所内の警戒事象発生時の連絡を行った場合、その旨を報道機関へ発表する。

##### 2. 原子力警戒態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の連絡を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所原子力警戒時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に原子力警戒態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び本社対策本部総務統括は、原子力防災要員等を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に原子力警戒本部を設置し、それぞれの警戒本部長となり活動を開始する。
- (7) 発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時



対策所，本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し，総理大臣官邸，原子力規制庁を接続する。

### 3. 情報の収集と提供

(1) 発電所警戒本部の各班長は，事象の把握を行うため，速やかに次に掲げる事項を調査し，被害状況等を迅速かつ的確に収集し，各統括に報告する。各統括は情報の取り纏めを行うとともに発電所警戒本部長に報告する。

- ① 事象発生時刻及び場所
- ② 事象発生の原因，状況及び拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量，種類，放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所警戒本部通報班長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を様式7-2に記載し，それを別図2-3に定める連絡箇所にファクシミリにて適切な間隔で継続して送信する。送信した連絡用紙については記録として保存する。

### 4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所警戒本部が設置されている場合は発電所警戒本部長）は，社外関係機関に連絡を行う場合，別図2-3の連絡経路により行う。

## 第2節 応急措置の実施

発電所警戒本部長は，原子力警戒態勢を発令した場合，この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を原子力警戒態勢が解除されるまでの間，必要に応じて実施する。

## 第4章 緊急事態応急対策等の実施

### 第1節 通報及び連絡

#### 1. 通報の実施

(1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式8-1に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位をつけて通報等を行う。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリ送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-2又は別表2-3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式8-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、15分以内を目途として一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリ送信した旨を連絡する。送信した通報用紙については記録として保存する。

(2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策

特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

## 2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、又は新潟県地域防災計画に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けた場合は、この計画第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に緊急時態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び本社対策本部総務統括は、原子力防災要員等を非常召集する。
- (6) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に緊急時対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。
- (7) 発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、防災センターを接続する。

## 3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括に報告する。各統括は情報の取り纏めを行うとともに発電所対策本部長に報告する。
  - ① 事故の発生時刻及び場所
  - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
  - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況

- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量，種類，放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部通報班長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を様式9-1又は様式9-2に記載し，それを別図2-5に定める連絡箇所にファクシミリにて適切な間隔で継続して送信する。送信した通報用紙については記録として保存する。

#### 4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は，社外関係機関に連絡を行う場合，別図2-4及び別図2-5の連絡経路により行う。

#### 5. 通話制限

発電所対策本部総務班長及び本社対策本部総務班長は，緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため，必要と認めたときは，通話制限その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第2節 応急措置の実施

#### 1. 警備及び避難誘導

発電所対策本部総務班長は，発電所内の事象発生における緊急時態勢が発令された場合，各班長と協力して次に掲げる措置を講ずる。

##### (1) 最寄りの退避場所への集合

発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「一般入所者」という。）に対して，最寄りの退避場所に集合するよう，所内放送及びページング等により周知する。

##### (2) 退避場所等の指定

一般入所者に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

### (3) 退避の周知

一般入所者に対して所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知する。

### (4) 発電所敷地外への避難

一般入所者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導者があらかじめ発電所敷地内の指定した集合場所に集合するよう周知及び誘導し、発電所から避難させる人数、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、発電所敷地外へ避難させる。なお、この際に発電所対策本部通報班長は、その旨を直ちに新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

### (5) 発電所への入域制限等

発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

## 2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置

発電所対策本部保安班長は、発電所敷地内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

また、発電所対策本部保安班長は、必要に応じ原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

なお、発電所対策本部総務統括は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく緊急事態が発令された場合、発電所対策本部保安班長及び法定産業医（又は本社総括産業医）の意見を得ながら、別表3-1により、原子力災害対策活動等に従事する者に対する安定ヨウ素剤服用の要否判断を行い、必要な場合には配布・服用を指示する。発電所対策本部総務統括は、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示した場合には、速やかに発電所対策本部長にこれを報告する。

## 3. 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講ずる。

また、発電所対策本部長は、原子力防災要員等に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置

負傷者等を別図 2 - 1 2 に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、医療機関へ搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報を救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報については随時、消防機関及び医療機関に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

放射性物質により汚染した負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 原子力防災要員等の健康管理等

発電所対策本部長は、原子力防災要員等の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。

また、発電所対策本部総務班長は、原子力防災要員等への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

#### 4. 消火活動

第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。

発電所対策本部復旧班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

## (2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報について、消火の依頼を行う時並びに依頼後の情報を随時、消防機関に連絡する。

## (3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

## 5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部保安班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部保安班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

## 6. 線量評価

発電所対策本部保安班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。なお、本社対策本部保安班長は、原子力災害対策活動に従事している者の被ばく線量が、線量限度を超える又は超えるおそれがある場合には、各関係機関に線量限度の取り扱いを確認する。

また、本社対策本部保安班長は、放射線量が上昇し避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の汚染検査においてスクリーニングレベルが確認できない又はできなくなるおそれがある場合には、各関係機関にスクリーニングレベルの取り扱いを確認する。

## 7. 広報活動

(1) 発電所対策本部立地・広報班長及び本社対策本部広報班長は、緊急時態勢が発令された場合、本社に事業者プレスセンターを開設する。また、発電所の事業者プレスセンターの代替として、別に指定する場所においてプレス発表を行う。

(2) 防災センターの運営が開始された場合、プレス発表は原則として防災センターのプレスルームで行う。

- (3) 発電所対策本部立地・広報班長及び本社対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取り纏め、別図3に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

## 8. 応急復旧

### (1) 施設及び設備の整備並びに点検

発電所対策本部号機班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

### (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、優先順位等を決定する。発電所対策本部復旧班長は、応急復旧計画を策定し復旧対策を実施する。

## 9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生防止又は事故原因の除去及び拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部号機班長及び計画班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部計画班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性並びに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部計画班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部号機班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。
- (5) 発電所対策本部号機班長は、事故発生ユニットからの影響を考慮し、他のユニットの運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、



事故による周辺環境への影響を予測する。

(7) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制委員会からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。

## 10. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。なお、資機材には原子力緊急事態支援組織より貸与された資機材を含む。また、発電所対策本部資材班長は、発電所において十分に調達できない場合、本社対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

### 11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した防災資機材等を用いて次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力を得て、事象の状況を踏まえ必要な措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮蔽対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

### 12. 応急措置の実施報告

発電所対策本部通報班長は、本節の各項に掲げる発電所における応急措置を実施した場合、様式9-1に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図2-5に定める連

絡経路により，内閣総理大臣，原子力規制委員会，新潟県知事，柏崎市長，刈羽村長，原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。

なお，発電所対策本部通報班長は，事業所外運搬に係る事象発生における応急措置を実施した場合，様式9－2に定める報告様式にその概要を記入し，それを別図2－5に定める連絡経路により，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。送信した通報用紙については記録として保存する。

### 1 3．原子力防災要員等の派遣等

(1) 発電所対策本部長は，原子力防災専門官その他の国の関係機関から，防災センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合，指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに新潟県知事，柏崎市長，刈羽村長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，別表3－2に定める原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。なお，必要に応じて新潟県，柏崎市及び刈羽村に対して，発電所対策本部から連絡要員を派遣する。

#### a．防災センターにおける業務に関する事項

- ① 防災センターの設営準備助勢
- ② 発電所と防災センターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

#### b．環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は，原子力災害合同対策協議会の指示に基づき，必要

な業務を行う。

また、本社対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整を円滑に進めるために、本社から防災センターへの派遣員を選定し、派遣する。

## (2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本社対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への原子力防災要員の派遣その他必要な措置を講ずる。

### a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ② 車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定
- ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ④ 資機材等の保管，輸送管理

なお、警戒区域外への放射性物質の拡散を防止するため、上記①，②，③を行う場所については、警戒区域の設定範囲により適切な場所を選定する。

## (3) 他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは、本社対策本部長は、当社の他原子力発電所に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。

## 第3節 緊急事態応急対策

### 1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 発電所対策本部長は、別表2-3に定められた事象に至った場合、発電所対策本部通報班長を経由して、様式8-1又は様式8-2に所定の事項を記入して、直ちに別図2-5に定められた箇所に報告する。送信した通報用紙については記録として保存する。
- (2) 発電所対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-7及び別図2-5に定める連絡経路に基づき、本社

対策本部長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡する。

- (4) 本社対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急時態勢発令の報告を受けた場合、本社における第2次緊急時態勢を発令する。

## 2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、防災センターの運営が開始された場合、防災センターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密に取る。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

## 3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

## 4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

## 第5章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

### 第1節 発電所の対策

#### 1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市市長及び刈羽村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市市長及び刈羽村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 事象発生輸送物の除染の実施
- (3) 事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が

発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

## 2. 被災者の相談窓口の設置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。

## 3. 原子力防災要員等の健康管理等

発電所対策本部総務班長は、第4章第2節3.「医療活動」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

## 4. 緊急事態勢の解除

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急事態勢を解除した場合、その旨を別図2-5に定める連絡経路により報告する。

## 5. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

### 第2節 原子力防災要員等の派遣等

#### 1. 原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに新潟県知事，柏崎市長，刈羽村長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，別表4に定める原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

##### (1) 防災センターにおける業務に関する事項

- a. 発電所と防災センターとの情報交換
- b. 報道機関への情報提供
- c. 被災者の相談窓口の設置

(2) 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

- a. 環境放射線モニタリング
- b. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- c. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は，防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき，必要な業務を行う。

2. 他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の協力の要請

発電所対策本部長は，他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは，本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは，本社対策本部長は，当社の他原子力発電所に応援を指示し，それでもなお不足する場合，他の原子力事業者に協力を要請する。

## 第6章 その他

### 第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合，又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合，原子力防災管理者は，本社原子力運営管理部長からの要請に応じ，当該事業者，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，次に掲げる環境放射線モニタリング，周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表5に定める協力要員派遣・資機材貸与その他必要な協力を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また，社長は，国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に，原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう，協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

### 第2節 附則

本計画は，平成31年3月22日より適用する。





•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

















































































































































































































































